

第 1 部 あ ら ま し

第1部 あ ら ま し

第1	はじめに	3	3	任意継続加入者	11
1	私学共済制度の目的	3	4	被扶養者	11
2	私学共済制度の関連法令	3	5	年金受給権者	12
第2	私学事業団（私学共済制度） の運営	7	6	遺族	12
1	役員	7	第4	私学共済制度の業務	13
2	運営審議会及び共済運営委員会	7	1	給付に関する業務	13
3	共済審査会	7	2	福祉事業	13
4	事務組織	8	第5	私学共済制度の財政	15
5	事務所	10	1	財源	15
6	事務委嘱	10	2	会計・経理	17
7	共済業務課	10	第6	その他	18
第3	私学共済制度の構成員など	11	1	審査請求	18
1	学校法人等	11	2	監督	18
2	加入者	11	3	私学事業団の優遇措置等	18
			4	罰則	18

第1 はじめに

1 私学共済制度の目的

私学共済制度は、私立学校教職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り、もって私立学校教育の振興に資することを目的としています。

〔法第1条〕

2 私学共済制度の関連法令

私学共済制度に関連する主な法令等は次のとおりです。

- 日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）
- 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）
- 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）
- 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）
- 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）
- 児童手当法（昭和46年法律第73号）
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 国民年金法（昭和34年法律第141号）
- 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- 健康保険法（大正11年法律第70号）
- 介護保険法（平成9年法律第123号）

第1部 あらまし

- 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- 行政不服審査法（平成26年法律第68号）
- 日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成9年政令第354号）
- 私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）
- 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第348号）
- 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第56号）
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）
- 社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令（平成20年政令第39号）
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成15年政令第546号）
- 国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成26年政令第193号）
- 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第106号）
- 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）
- 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）
- 厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）

- 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成19年政令第347号）
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第343号）
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）
- 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- 日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成9年文部省令第41号）
- 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）
- 社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成20年文部科学省令第1号）
- 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成9年文部省令第42号）
- 沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和47年文部省令第28号）
- 子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令（昭和46年大蔵省令第77号）
- 子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第93号）
- 国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）
- 厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）
- 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成20年厚生労働省令第2号）
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）
- 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）

第1部 あらまし

- 日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成9年文部大臣認可）
- 日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（平成9年文部大臣認可）
- 日本私立学校振興・共済事業団会計規程（平成10年文部大臣承認）
- 私立学校教職員共済制度貯金規則（平成10年文部大臣承認）
- 私立学校教職員共済制度貸付規則（平成10年文部大臣承認）
- 保険法（平成20年法律第56号）

第2 私学事業団（私学共済制度）の運営

私学事業団は、日本私立学校振興・共済事業団法に基づき私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るために設立された法人です。

私学事業団が行う業務のうち、私立学校教職員共済法に基づく共済事業については文部科学大臣監督の下、運営しています。

1 役員

役員として、理事長1人、理事9人以内、監事2人以内が置かれています。理事長は、私学事業団を代表し、その業務を総理し、理事は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、また、監事は私学事業団の業務を監査することとされています。

役員の任期は、事業団法第13条により規定されており、理事長及び理事の任期は2年と定められています。理事長及び監事は文部科学大臣が、理事は理事長がそれぞれ任命することになっています。

2 運営審議会及び共済運営委員会

業務の適正な運営を図るための諮問機関として、私学事業団に運営審議会及び共済運営委員会が置かれています。このうち、共済運営委員会では、共済規程や共済運営規則などの変更を始めとする私学事業団の業務に関する重要事項について審議します。

共済運営委員会の委員は21人以内とされ、加入者代表・学校法人等代表・学識経験者で構成されています。

委員の任期は2年で、文部科学大臣が委嘱することになっています。

3 共済審査会

共済審査会は文部科学大臣に委嘱された、加入者を代表する者3人、学校法人等を代表する者3人及び公益を代表する者3人の合計9人の委

員で組織されています。

私学事業団が行った共済業務にかかる決定・処分に対し加入者等が違法又は、不当であるとして申請された不服申し立てを審査します。

4 事務組織

私学事業団では、事務を円滑に進めるため、必要に応じて事務組織機構の改革を行っています。

現在は室・部・センター制を採っており、次のように5室9部2センター20課3班3部内室を置いて事務を分掌しています。

あらまし

(令和8年4月1日現在)



5 事務所

私学事業団の共済事業本部は、次のとおり事務所を設置しています。

名 称 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

所在地 〒113-8441 東京都文京区湯島1丁目7番5号

☎03 (3813) 5321 (代表)

6 事務委嘱 (P.1066参照)

私学事業団の共済事業は、掛金等の納入促進、共済事業本部と学校法人等との連絡等について、都道府県の私学主管課に事務の一部を委嘱し、業務の適正かつ能率的な遂行に協力をいただいています。

7 共済業務課 (P.754参照)

各ガーデンパレス（京都ガーデンパレスを除きます）に共済業務課を設け、共済事業本部とのオンラインによる情報を基に、共済業務にかかる相談に応じているほか、「加入者向け説明会」「年金説明会」「地域事務担当者向け説明会」を開催しています。

また、各ブロックの加入者と被扶養者を対象とした地域保健事業を実施しています。

〔注〕東京ガーデンパレス共済業務課では、相談サービスは行っていません。

第3 私学共済制度の構成員など

1 学校法人等

私立学校法第3条に定める学校法人（法附則第10項の規定によって学校法人とみなされるものを含みます）、同法第152条第5項の法人及び私学事業団を「学校法人等」といいます。

2 加入者

学校法人等に使用され報酬を受けるものは加入者となります。ただし、船員保険の被保険者、専任でない人、臨時に使用される人、所定労働時間・所定労働日数等の要件を満たさずかつ短時間労働加入者の要件も満たさない人は、加入者になりません。

〔注〕平成28年10月1日より、短時間労働者の適用拡大に伴い加入者となる人の要件が見直されました。今後も適用拡大が進められていく予定です。

（P.30参照）

3 任意継続加入者

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であった人が、その退職の日から起算して20日を経過する日までに、引き続いて短期給付（休業給付を除きます）を受け、福祉事業（貸付・貯金事業を除きます）を利用することを希望する旨を申し出たときは、任意継続加入者となります。その期間は2年を限度としています。

4 被扶養者

次に掲げる人で原則として日本国内に住所を有し、主として加入者の収入によって生計を維持している人が「被扶養者」となります。

- ① 加入者の配偶者（届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ② 加入者と同一世帯にある上記以外の3親等内の親族

- ③ 加入者の配偶者で届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後における父母及び子で、加入者と同一の世帯に属している人

5 年金受給権者

加入者又は加入者であった人の老齢（退職）又は障害を事由とした年金（老齢厚生年金・退職共済年金・退職年金（終身・有期）・障害厚生年金・障害共済年金又は職務障害年金等）を受けている人、また、加入者又は加入者であった人の死亡を事由とした年金（遺族厚生年金・遺族共済年金又は職務遺族年金等）を受けている人を年金受給権者といいます。

6 遺族

加入者又は加入者であった人の死亡の当時、その人によって生計を維持していた次の人を遺族といいます。

- ① 配偶者及び子（子については、18歳到達年度の末日までの間の人又は20歳未満で障害等級が1級もしくは2級の障害の状態にある人で、かつ、配偶者がいない人に限ります）
- ② 父母
- ③ 孫（18歳到達年度の末日までの間の人又は20歳未満で障害等級が1級もしくは2級の障害の状態にある人で、かつ、配偶者がいない人に限ります）
- ④ 祖父母

〔注〕 夫と父母、祖父母は55歳以上の人に限られます。

第4 私学共済制度の業務

私学共済制度の業務の範囲は次のとおりです。

- ① 加入者の病気、負傷、出産、死亡、休業もしくは災害又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡もしくは災害に関する短期給付
- ② 加入者の退職、障害又は死亡に関する年金等給付
- ③ 加入者又は加入者であった人の福祉を増進するための福利及び厚生に関する事業

1 給付に関する業務

短期給付としては、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費、家族出産費、埋葬料、家族埋葬料、傷病手当金、出産手当金、休業手当金、弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金及びこれらに準じ政令に定める給付（付加給付、一部負担金払戻金）があります。

年金等給付としては、退職等年金給付である退職年金、職務障害年金、職務遺族年金及び遺族一時金があります。その他、経過的職域加算額（共済年金）、私学共済厚年被保険者期間にかかる厚生年金保険法に規定する保険給付の決定も行っています。

2 福祉事業

加入者とその被扶養者及び加入者であった人の福祉、健康の保持増進及び日常経済生活の援助などを目的とする業務です。

私学共済制度の福祉事業は次のとおりです。

- ① 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定保健指導
- ② ①以外の事業であって加入者及びその被扶養者の健康教育、健康

相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防にかかる加入者等の自助努力についての支援その他の加入者等の健康の保持増進のために必要な事業

- ③ 加入者の保養もしくは宿泊又は教養のための施設の経営
- ④ 加入者の利用に供する財産の取得，管理又は貸付け
- ⑤ 加入者の貯金の受け入れ又はその運用
- ⑥ 加入者の臨時の支出に対する貸付け
- ⑦ 加入者の需要する生活必需物資の供給
- ⑧ その他加入者の福祉の増進に資する事業で共済規程で定めるもの

第5 私学共済制度の財政

1 財源

私学共済事業にかかる費用の財源は、掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」といいます）、国庫補助金、都道府県補助金、私学振興事業の助成勘定から私学共済事業の厚生年金勘定への繰り入れ、利息及び配当金です。

1) 掛金等

加入者種別と掛金等の率（令和8年4月1日改正）

（単位：％）

加入者種別	区 分 〔注1〕	短期給付等掛金率					退職等年金 給付掛金率 〔注5〕	加入者保険料率 （軽減保険料率） 〔注2〕	合計
		短期 給付分	子ども・ 子育て 支援金分	福祉 事業分	介護分	計			
甲1種加入者	介護分掛金 徴収対象月	8.771	0.23	0.250	1.554	10.805	1.20	17.097(8月まで) 17.451(9月から)	29.102(8月まで) 29.456(9月から)
	その他の月	8.771	0.23	0.250	—	9.251	1.20	17.097(8月まで) 17.451(9月から)	27.548(8月まで) 27.902(9月から)
		8.771	0.23	0.250	—	9.251	—	17.097(8月まで) 17.451(9月から)	26.348(8月まで) 26.702(9月から)
		8.771	0.23	0.195	—	9.196	—	—	9.196
乙1種加入者	介護分掛金 徴収対象月	8.771	0.23	0.195	1.554	10.750	—	—	10.750
	その他の月	8.771	0.23	0.195	—	9.196	—	—	9.196
丙1種加入者		—	—	0.195	—	0.195	1.20	17.097(8月まで) 17.451(9月から)	18.492(8月まで) 18.846(9月から)
		—	—	0.195	—	0.195	—	17.097(8月まで) 17.451(9月から)	17.292(8月まで) 17.646(9月から)
丙4種加入者		—	—	0.195	—	0.195	1.20	17.097(8月まで) 17.451(9月から)	18.492(8月まで) 18.846(9月から)
		—	—	0.195	—	0.195	—	17.097(8月まで) 17.451(9月から)	17.292(8月まで) 17.646(9月から)
協定特例加入者〔注3〕及び放送大学・法科大学院等への派遣加入者〔注4〕	介護分掛金 徴収対象月	8.771	0.23	0.195	1.554	10.750	—	—	10.750
	その他の月	8.771	0.23	0.195	—	9.196	—	—	9.196
任意継続加入者	介護分掛金 徴収対象月	8.771	0.23	0.125	1.554	10.680	—	—	10.680
	その他の月	8.771	0.23	0.125	—	9.126	—	—	9.126

〔注1〕 ①介護分掛金徴収対象月…介護保険法で規定する第2号被保険者（日本国内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人）の徴収月をいいます。

②その他の月…①以外の人をいいます。

〔注2〕 加入者保険料率（厚生年金保険料率）の改定月は9月になります（保険料率の軽減を行った後の率を表示しています）。

〔注3〕 協定特例加入者…外国との社会保障協定により厚生年金の規定の適用を受けない加入者をいいます。掛金率は、乙種加入者と同じ率です。

〔注4〕 法科大学院等への派遣加入者…「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣等に関する法律」により厚生年金の規定の適用を受けない加入者をいいます。掛金率は、乙種加入者と同じ率です。

〔注5〕 退職等年金給付掛金率（1.20％）は、実行上掛金を算定する際に用いる、本来の掛金率1.50％から繰り入れ率0.3％を差し引いた率を掲載しています。

第1部 あらまし

掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、学校法人等の負担能力と私学共済制度の事業運営上可能な限度を勘案し3%から14.5%の範囲内〔政令第29条〕とされています。現行の掛金等率は前頁のとおりとなっており、それを加入者と学校法人等が折半負担（任意継続加入者は全額加入者負担）することになっています。

平成27年10月以降の加入者保険料率については、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」の附則に規定され、これまで1～3階給付の掛金率であったものが、1・2階給付の保険料率となり、毎年0.354ポイントずつ引き上げられ、令和9年に厚生年金の上限18.3%に統一されることとなりました。

なお、加入者保険料については、加入者及び学校法人等の負担軽減を図るため、被用者年金制度一元化に伴う仕分け後の私学事業団に残る積立金（経過的長期給付積立金）を活用して、当面次表の期間は被用者年金一元化法附則に定める最大幅の軽減を適用し同表の軽減保険料率とすることとしました。

また、甲種及び丙種加入者の標準報酬月額にかかる軽減保険料率については、都道府県の補助がある場合は、その分だけさらに軽減されます。

（単位：％）

期 間	軽減保険料率
令和7年4月分から7年8月分まで	16.743
令和7年9月分から8年8月分まで	17.097
令和8年9月分から9年8月分まで	17.451
令和9年9月分から10年8月分まで	17.805
令和10年9月分から11年8月分まで	18.159

〔注〕 加入者保険料率の軽減は11年8月で終了し、9月からは18.3%（厚生年金保険料率の上限）となります。

〈退職等年金給付掛金率について〉

令和7年4月分から12年3月までの間、退職等年金給付掛金の負担軽減を図るため、標準報酬月額等に対し0.3%に相当する額を、経過的長期

給付積立金を経理する職域年金経理から退職等年金給付勘定に繰り入れることとしました。この結果、令和8年度の退職等年金給付掛金は、本来の掛金率である1.50%からこの繰入率を差し引いた実行上の率1.20%（＝1.50%－0.3%）をもって算定した掛金を納付していただくことになります。

2) 国庫補助

私学事業団は、私学共済事業に対し国から、事業費及び事務費の一部について補助を受けています。

3) 都道府県の補助

私学事業団は、都道府県から予算の範囲内で、私学共済制度の業務に要する経費について補助を受けています。

4) 私学振興事業の助成勘定からの繰り入れ

私学振興事業が私立学校教育の振興を目的としているところから、年金等給付事業の費用の一部（過去においては事務所や施設の建築費用も含みます）が助成勘定から予算の範囲内で、私学共済事業の厚生年金勘定へ繰り入れられています。

2 会計・経理

私学共済事業の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までで、この期間を単位として事業計画を行い予算を策定し、決算を行います。

私学共済事業は、事業の収支状況を明確にするため、各事業に応じて短期勘定・厚生年金勘定（厚生年金経理・職域年金経理）・退職等年金給付勘定・福祉勘定（保健経理・医療経理・宿泊経理・貯金経理・貸付経理）及び共済業務勘定を設けて経理しています。

私学共済事業の保有資産については、適正な管理を期するため、政令、省令、共済規程、会計規程などでその管理について規定されており、余裕金の運用についても、安全確実を期してその運用範囲について規制されています。

第6 その他

1 審査請求

審査請求とは、私学事業団が行った共済業務にかかる決定、処分に対して違法又は不当であるとして、加入者等が異議のある場合にその不服を申し出ることができる制度です（P.1059参照）

2 監督

私学事業団は、文部科学大臣の監督を受け、①業務に関する監督上必要な命令 ②業務及び資産の状況に関する報告並びに検査 ③理事を除く役員の任免 ④法律、政令、省令などに規定されている文部科学大臣の認可・承認などが文部科学大臣の権限に属しています。

3 私学事業団の優遇措置等

国は、私学事業団や加入者に対して次のような優遇措置等を与えています。

1) 私学事業団に対する優遇措置等

- (1) 登録免許税，印紙税，所得税，法人税，地方税など各種税金の一部免除
- (2) 私学事業団以外の者に対する「日本私立学校振興・共済事業団」という名称の使用禁止

2) 加入者に対する優遇措置等

- (1) 加入者に対する私学共済法に基づく給付のうち，退職年金及び職務遺族年金並びに休業手当金以外の給付の非課税
- (2) 加入者の掛金にかかる所得税の非課税
- (3) 戸籍書類の無料証明（市区町村の条例の定めるところによる）

4 罰則

私学事業団に対しては，業務の適正な運営を図るため種々の権能が認められ，また，文部科学大臣の監督を受ける関係から種々の義務を課せ

られています。

したがって、加入者、学校法人等又は私学事業団の役職員などが次に掲げる事項に違反した場合には処罰されます。

- ① 私学事業団が文部科学大臣に対する義務について違反したとき
- ② 役職員が法律、政令及び共済規程などの規定に違反したとき
- ③ 私学事業団の業務に必要な加入者又は学校法人等の申し出や届け出などに関して加入者又は学校法人等が適正な申し出や届け出などを行わなかったとき
- ④ 名称の使用禁止規定に違反したとき